久留米大学附設高等学校・中学校 ≪ 教育振興基金募集要項 ≫

久留米大学附設高等学校及び中学校における教育環境の整備及び財政基盤の充実を目的として設置する「教育振興基金」について、下記の要領により寄付金を募集します。

記

- 1 募 金 1口 1万円 1口以上
- 2 募金の範囲 在校生の保護者、卒業生、教職員及び募金の趣旨に賛同する個人、団体等
- 3 寄付の申込及び払込
 - *同封の振込用紙の「通信欄」は、寄付申込書も兼ねております。

(記入方法は振込用紙の記入例をご覧ください。)

- *ご寄付いただいた方の個人情報は厳重に管理し、当該目的以外に使用することはありません。
 - (1)郵便振替によるお申込み

同封の振込み用紙にてお申込み下さい。

(払込方法) ゆうちょ銀行 郵便振替払込

郵便振替口座 「01720-9-45035」

(2)銀行振込によるお申込み

同封の振込み用紙にてお申込み下さい。

福岡銀行 久留米営業部 普 1722400

みずほ銀行 久留米支店 普 1662333

(3) インターネットからのお申込み

久留米大学ホームページからクレジットカード、コンビニ、ペイジー など決済方法が選択できます。詳しくは下記ホームページをご覧下さい。

https://www.kurume-u.ac.jp/site/fusetsu/fund.html

5 特 典(税制上の優遇措置)

本学への寄付は、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

(1) 個人による寄付について

所得控除と税額控除とを比較していずれかの方法を選択することができます。

(所得税) 次の算式により所得が控除されます。

所得控除《所得から差引かれる金額》

算式: 寄付金額※1-2 千円=所得控除額

※1 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が限度となります。

確定申告必要書類:「特定公益増進法人の証明書(写)」、「領収証」

税額控除《所得税額から差引かれる金額》

算式:(寄付金額^{*2}-2 千円)×40%=所得税控除額^{*3}

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が限度となります。

※3 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

確定申告必要書類:「税額控除に係る証明書(写)」、「領収証」

(住民税)

本学への寄付は、所得税の寄付金控除の対象であるため、<u>住所地の各都道府県・各市町村の</u>条例により指定された場合、個人住民税が優遇措置の対象となります。上記所得税の確定申告書を提出された場合は、個人住民税の申告は不要です。

(2) 会社等法人による寄付について

基金推進室までお尋ねください。

【連絡先】

○寄付の使途や申込みに関するお問い合わせ 附設高等学校・中学校事務室 TEL0942-44-2222

○税制上の優遇措置に関するお問い合わせ

基金推進室 TEL0942-31-7530